

2021年7月26日

AGS 税理士法人
税理士・日米公認会計士 渡辺清弥

無形資産の評価方法と所得相応性基準

2019年度の税制改正によって、無形資産取引に係る移転価格税制が現行のOECD移転価格ガイドラインに準拠する内容で改正が行われました。この改正に係るポイントは1) 無形資産定義の明確化、2) DCF(Discount Cash Flow)法の追加、3) 所得相応性基準の新設の3つになります。上記の改正は2020年4月1日以降に開始する事業年度の法人税について適用されています。

1. 無形資産定義の明確化

2019年度の無形資産に係る一連の改正により、無形資産が以下のように定義されました。特許等の資産(次に掲げる資産を除く)の譲渡若しくは貸付け又はこれらに類似する取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその対価の額が支払われるべきものとしています(措置法施行令(“措令”)39条の12⑬)。

- ① 有価証券(以下②を除く)
- ② 現金、預貯金、売掛金、貸付金、有価証券、一定のデリバティブ取引に係る権利その他の金融資産及びこれらに準ずるもの

2. DCF法

DCF法は、比較対象取引を特定できない無形資産取引に係る独立企業間価格の算定方法として追加されました。DCF法は取引に係る資産から得られる予測利益を、無形資産取引発生時の合理的な割引率を用いて割引くことで、その取引発生時期に応じた割引現在価値を算定する方法です(措令39の12⑥)。具体的には、移転価格事務運営要領の事例24でDCF法の計算過程のイメージを紹介しています。その計算過程の前提として以下を置いています。

- ① N事業年度末に無形資産の譲渡取引が行われたものとしている。
- ② 売上高の成長率は每期3%、売上高営業利益率は20%と仮定している。
- ③ 特許の残存有効期間は10年で、法人実効税率は30%で譲り受けた特許権及び製造ノウハウに係る減価償却費は法人税法において5年間で償却し、課税所得から控除することができる。
- ④ 割引率は加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital: WACC)の10%を利用。

以下がその計算イメージになります。

○特許権等に係る割引現在価値合計額の算出(法人税等の減少効果考慮前)

事業年度		N+1	N+2	N+3	N+10
売上高	①	1,000	1,030	1,061		1,305
営業利益	②	200	206	212		261
比較対象取引に係る売上高営業利益率	③	7%	7%	7%		7%
取引単位営業利益法の考え方に基づく通常の予測利益	④(①×③)	70	72	74		91
特許権等に係る税引前営業利益	⑤(②-④)	130	134	138	170
法人税等(X国における法人実効税率)	⑥(⑤×30%)	39	40	41		51
特許権等に係る割引前税引後営業利益	⑦(⑤-⑥)	91	94	97		119
現価係数(WACC10%)	⑧	0.953	0.867	0.788		0.404
特許権等に係る割引現在価値	⑨(⑦×⑧)	87	81	76		48
特許権等に係る割引現在価値合計額(N+1からN+10事業年度の⑨の合計)						657

○特許権等の償却による法人税等の減少効果を算出

事業年度		N+1	N+2	N+3	N+4	N+5
償却率(5年均等償却)	⑩	20%	20%	20%	20%	20%
X国における法人実効税率	⑪	30%	30%	30%	30%	30%
現価係数(WACC10%)	⑧	0.953	0.867	0.788	0.716	0.651
法人税等の減少効果の割引現在価値	⑫(⑩×⑪×⑧)	5.72%	5.20%	4.73%	4.30%	3.91%
法人税等の減少効果の割引現在価値合計(N+1からN+5事業年度の⑫の合計)						23.85%

○特許権等に係る割引現在価値合計額を算出(法人税等の減少効果考慮後)

特許権等に係る割引現在価値合計額	657
特許権等の償却による法人税等の減少効果合計	23.85%
法人税等の減少効果考慮後の特許権等に係る割引現在価値合計額(特許権等の譲渡対価の額)	863 ← 657 / (1 - 23.85%)

※：上記 DCF 法は超過収益法の事例で、超過収益法の特徴として上記表の⑤において、譲渡した特許権に係る事業から通常の事業(例：製造/販売)から生じる利益を控除することによって特許権等に係る超過利益を算定しています。

3. 所得相応性基準

所得相応性基準とは、当初の無形資産価格設定に用いた予測と一定期間経過後の実績値に一定以上の乖離がある場合、その実績値に基づいて無形資産取引価格を税務当局が再評価できる規定です。所得相応性基準の規定は OECD 移転価格ガイドラインの評価困難な無形資産(Hard-to-Value-Intangibles: HTVI)を参照して、対象となる特定無形資産について定義し、独立企業間価格の算定の基礎となった予測と結果が相違した場合には、税務当局が取引結果及びその相違の原因となった事由の発生可能性を勘案して、当該特定無形資産取引に係る最適な移転価格方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正をすることができるとされています(措法66の4⑧)。

- ① 特定無形資産とは、以下の全てに該当するものとされています(措令39の12⑭)。
 - ✓ 固有の特性を有し、かつ、高い付加価値を創出するために使用されるものであること
 - ✓ 予測利益等の額を基礎として独立企業間取引を算定するものであること
 - ✓ 独立企業間価格の算定の基礎となる予測が著しく不確実な要素があると認められること
- ② 但し、後日更正されない場合として、1) 独立企業間価格とみなされる金額が支払いを受けた当初取引価格の120%を超えず、又は、独立企業間価格とみなされる額が支払いを行った当初取引価格の80%以上である場合(措令39の12⑯)、2) 当該特定無形資産国外関連者取

引について、以下の全てを記載した書類を作成、又は取得している場合になります（措法 66 の 4 ⑨）。

- ✓ 特定無形資産国外関連取引に係る対価の額を算定するための前提となった事項
- ✓ 当該予測と結果が相違する原因となった事由が災害その他これに類するものであり取引時においてその発生を予測することが困難であったこと、又は取引時において当該事由の発生の可能性を勘案して独立企業間価格を算定していたことを証する書類

なお、この所得相応性基準には「判定期間」が設けられており、当該無形資産を譲り受けした法人が特殊関係のない者から受ける特定無形資産の使用等による収入が最初に生じた日を含む事業年度開始の日から 5 年を経過する日までの期間とされています（措法 66 の 4⑩）。

以上

（問い合わせ先）

渡辺 清弥 国際事業部 パートナー

e-mail : k.watanabe@agsc.co.jp

Big4 の大手会計事務所にて東京を始め、ニューヨーク、ワシントン D C にて 25 年以上に渡り移転価格に関するプロジェクト、その他法人税申告等の税務業務を経験し、ミネソタ大学において税法の修士号 (Master of Taxation) を取得するなど、幅広い税務経験を有する移転価格専門家。